

平成26年10月7日
市長定例記者会見資料

報道機関 各位

平成26年度原子力防災訓練の実施について（お知らせ）

標記の訓練を、別添実施要領のとおり実施いたしますのでお知らせします。

記

1 実施日時及び場所

平成26年10月18日（土）7：00～13：00

訓練種別	本部等運営訓練(初動対応訓練)	米子市住民避難訓練（崎津地区）
実施時間	7：00～12：00	7：30～13：00 7：30 防災行政無線による避難指示 により避難開始
実施場所	米子市役所 オフサイトセンター（松江市） 詳細別紙	一時集結所：崎津公民館、崎津小学校、 美保中学校、弓ヶ浜中学校 JR乗車駅：大篠津町駅 スクリーニング会場：大山町名和総合 運動公園（名和農業者トレーニングセ ンター） 詳細別紙

2 実施要領 別紙1～3のとおり

- (1) 平成26年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）実施要領 別紙1
- (2) 本部等運営訓練（初動対応訓練）実施要領 別紙2
- (3) 米子市住民避難訓練実施要領 別紙3

担当
防災安全課 片岡 忠紀
電話（0859）23 - 5328

平成 26 年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）実施要領

1 目的

原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、鳥取県広域住民避難計画等の引き続きの実効性を確保する。

2 主要訓練項目

避難時間の短縮に伴う、避難の引き続きの実効性の確保

避難計画の深化と体制の整備（避難時間の短縮への対応）

- (1) より実態に即したスクリーニング等の実施（避難住民への総合支援）
- (2) 障がい者施設入居者等の避難
- (3) 多様な避難手段の検証（JR、飛行機、船舶等）
- (4) 避難者の緊急輸送
- (5) わかりやすい住民等への広報
- (6) 原子力防災資機材の習熟

3 実施日時

平成 26 年 10 月 18 日（土）7：00～13：00

訓練により時間は異なる。

4 実施場所

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、スクリーニング会場（大山町名和農業者トレーニングセンター）、西部総合事務所、衛生環境研究所（県モニタリング本部）、県営広域避難所（鳥取商業高等学校）、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力（株）島根原子力発電所、その他関係機関 等

5 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

6 参加予定機関

- (1) 訓練参加者数
調整中
- (2) 訓練参加機関
32 機関

7 訓練想定

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部等運営訓練に連動する独自訓練、オフサイトセンター訓練については、島根県と可能な範囲で同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

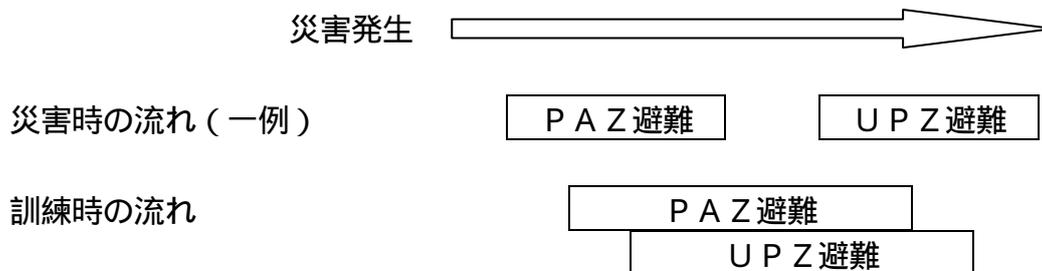
* 島根原子力発電所事故想定は全て共通

8 訓練内容

(1) 住民避難シナリオ

UPZ全域で避難が指示されたとの想定で実施する。

今回の訓練は、機能別訓練との想定で一部スキップし、UPZ避難と早期に実施する。



(2) 訓練項目

- ア 本部等運営訓練（初動対応訓練）【緊急時通信連絡訓練を含む。】
- イ オフサイトセンター訓練
- ウ 住民避難訓練
- エ 避難行動要支援者避難訓練（障がい者、入院患者、聴覚障がい者・外国人）
- オ 緊急被ばく医療活動訓練（初期被ばく医療、スクリーニング、安定ヨウ素剤）
- カ 緊急時モニタリング訓練
- キ 県営広域避難所開設訓練
- ク 広報・情報伝達訓練【道路情報表示訓練を含む。】
- ケ 学校等の避難訓練
- コ 避難誘導、交通規制等措置訓練
- サ 避難支援ポイント設置・運営訓練
- シ 車両除染訓練
- ス 原子力防災研修等

9 訓練評価

第三者（原子力防災専門家会議委員4名、関西広域連合1名、岡山県1名、徳島県1名）による訓練の評価を実施する。

また、訓練参加者に対するアンケートを実施する。

10 訓練の中止

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

本部等運営訓練(初動対応訓練)実施要領

1 目的

鳥根県と合同で、鳥根原子力発電所における警戒事象発生及び原災法第15条全面緊急事態における鳥取県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- (1) 災害対策本部等の運営
- (2) 通信連絡訓練

3 実施日時

平成26年10月18日(土)7:00~9:30

4 実施場所

鳥取県側：鳥取県、米子市役所、境港市役所、鳥根県原子力防災センター(OFC)等
鳥根県側：鳥根県の計画による。

5 実施機関

鳥取県、米子市、境港市

6 参加予定機関

鳥取県側：鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市、鳥取地方気象台、西日本旅客鉄道(株)米子支社、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、自衛隊、等
鳥根県側：鳥根県の計画による
その他：原子力規制庁、境海上保安部、中国電力(株)等

7 訓練内容

- (1) 鳥根県と合同(同一想定)で実施する。
初動対応及びOFCにおけるシナリオについては、鳥根県と同一想定で実施する。
- (2) 災害対策本部会議の運営
警戒事態発生時の初動対応及び原災法第15条全面緊急事態での各防災機関における対応の手順の確認と、関係機関との通信連絡訓練を行う。
- (3) TV会議等の実施
2県6市の首長によるTV会議を開催する。
- (4) OFCへの派遣
OFCに副市長(想定)を派遣する。
- (5) リエゾンの派遣
災害対策本部(本庁舎)に中国電力(株)に連絡員の出席を要請し、派遣を受ける。

本部等運営訓練時程

実時間	想定時間	主 要 内 容	備 考
初動対応			
07:00	07:00	島根原子力発電所 2号機：外部電源喪失、原子炉自動停止等（警戒事態発生）	
07:05	07:05	中電 トラブル連絡（第1報） 警戒体制 鳥取県災害警戒本部設置 県モニタリング本部設置 安全協定に基づく現地確認の実施を決定（現地確認に出発）	
07:10	07:10	全面緊急事態への進展の可能性に備え、知事協議により次の対応を決定 副知事を西部総合事務所に派遣 統轄監を鳥取県原子力防災センターへ派遣	副知事及び統轄監は8:00到着予定
		中電 トラブル連絡（第2報）	
7:30	7:30	鳥取県災害警戒本部会議（～7:45） ・平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備 ・国、オフサイトセンター、鳥取県等との連絡調整等による情報の共有	
原災法第10条施設敷地緊急事態			
（想定）		2号機：残留熱除去系ポンプ等停止など、除熱機能の喪失（施設敷地緊急事態 原災法第10条事象発生） 中電 施設緊急事象通報 非常体制（2） 鳥取県災害対策本部設置	
原災法第15条全面緊急事態（原子力緊急事態宣言、PAZ避難指示）			
7:45		2号機：圧力抑制機能の喪失（原災法第15条事象発生）	
7:50		中電 全面緊急事態（原災法第15条）通報 非常体制（3） 鳥取県災害対策本部	
7:55		原子力緊急事態宣言、（国）原子力災害対策本部設置 （緊急事態宣言、PAZ避難指示）	
放射性物質の放出			
8:30		2号機：原子炉格納容器の圧力が上がり続け、放射性物質の放出 鳥取県災害対策本部会議（～8:50） ・UPZ屋内退避	
9:00		2県6市TV会議（～9:30） （OILに基づきUPZ避難指示）	TV会議
凡 例	：原子力発電所・中電 ：国等 ：鳥取県 （ ）内の時間は実時間		

(別紙3)

平成26年度鳥取県原子力防災訓練(島根原子力発電所対応) 米子市住民避難訓練実施要領

1 目的

避難指示発令による段階的避難を想定し、バス及びJR、航空機による住民避難を一連の状況下を実施することにより、一時集結所における住民避難状況の把握、米子市広域住民避難計画等の実効性を検証する。

2 主要訓練項目

多様な避難手段による住民避難の実施

3 実施日時

平成26年10月18日(土) 7:30~13:00

4 実施場所

- (1) 一時集結所: 崎津公民館、崎津小学校、美保中学校及び弓ヶ浜中学校
- (2) スクリーニング会場: 大山町名和農業者トレーニングセンター(大山町)
- (3) 原子力防災研修会場: 米子市役所淀江支所

5 参加予定機関

鳥取県、米子市、崎津地区自治連合会、陸上自衛隊、米子警察署、米子市消防団、鳥取県国際交流財団、鳥取西部圏域聴覚障害者災害対策連絡会、隊友会、鳥取県西部地区会 等

6 住民参加人数 崎津地区住民ほか 約180名

7 訓練内容

(1) 住民避難訓練(130名)

米子市による避難開始を伝達するサイレン等の住民避難広報・情報伝達訓練に合わせて、住民は一時集結所に徒歩で集合し、一時集結所内で安定ヨウ素剤服用訓練を実施し、その後、バス及びJRに乗車しスクリーニング会場に避難する。

また、航空機を利用した緊急避難訓練を実施する。

(2) 災害時要配慮者避難訓練(20名)

在宅要配慮者(5名)(予定)

崎津地区在宅要配慮者5名を支援者(家族、地域住民)の介助を受けながら、リヤカーにより一時集結所に搬送しスクリーニング会場に避難する。

聴覚障がい者等(調整中)

崎津地区在住の聴覚障がい者等を支援者(家族、地域住民等)の介助により一時集結所に避難させ、バスによりスクリーニング会場に避難する。

外国人観光客等(15名程度)

鳥取県西部地区の在住外国人を崎津地区住民又は外国人観光客と見なし、バスによりスクリーニング会場に避難する。

(3) 避難が遅れた住民への対応訓練(30名)

避難が遅れた住民を自衛隊により緊急的に避難させる訓練を実施する。

(4) 病院への避難要請に対する伝達訓練

入院患者のいる診療所へ避難を促し、鳥取県とのガイドラインに沿った入院患者の移送をする。

(5) 広報・情報伝達及び避難誘導

米子市による防災行政無線を使った住民への広報・情報伝達及び消防団、警察による広報・避難誘導等を実施する。

緊急被ばく医療活動訓練実施要領

【安定ヨウ素剤】服用・配送訓練

1 目的

住民避難訓練に合わせて、安定ヨウ素剤の服用・調剤指示の伝達ルートを確認、

安定ヨウ素剤の病院・調剤拠点薬局での調剤の手順、所要時間の確認、一時集結所への配送について検証を行うとともに、一時集結所等での服用説明・模擬服用を実施する。

2 主要訓練項目

- (1) 安定ヨウ素剤の調剤、輸送
- (2) 安定ヨウ素剤服用に係る住民説明
- (3) 安定ヨウ素剤の服用、事後対応

3 実施日時

平成26年10月18日(土) 7:30～12:30

4 実施場所

調剤拠点薬局、一時集結所

5 実施機関

鳥取県、米子市

6 参加予定機関

鳥取県、米子市、一般社団法人鳥取県薬剤師会

7 訓練内容

- (1) 原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合における服用指示の伝達及び安定ヨウ素剤(水剤)の調剤指示の伝達訓練を実施する。
- (2) 調剤・配送訓練
 - ア 調剤拠点薬局で調剤訓練を行う。
 - イ 調剤した薬剤の配送訓練を行う。
一時集結所への配送：米子市(調剤・配送訓練は住民避難訓練とは連動しない。)
- (3) 一時集結所において安定ヨウ素剤の服用説明・模擬服用を実施する。(県・薬剤師会・市が実施)
なお、住民への説明は、資料により一括で実施する方式とする。

原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）



避難行動要支援者避難訓練（外国人）

安定ヨウ素剤の予防投与



(名和総合運動公園)
・スクリーニング
・避難者への各種支援等

障がい者、入院患者、聴覚障がい者・外国人及び在宅の要支援者等の避難

バス、JR・航空機・船舶等多様な交通手段による避難の実施

